第六節　コリレーション・トレーディングに係る特例

（コリレーション・トレーディングに係る個別リスクの算出）

第三百二条の八　信用金庫連合会は、コリレーション・トレーディングに係る個別リスクの算出に当たっては、次条に定める修正標準方式によって算出される個別リスクの額又は第三百二条の十から第三百二条の十三までに定める内部モデル方式によって算出される包括的リスクの額を用いることができる。ただし、内部モデル方式を用いる場合には、第三百二条の十三の規定に基づき承認が取り消された場合を除き、これを継続して使用しなければならない。

（修正標準方式による個別リスクの額）

第三百二条の九　修正標準方式を用いて算出するコリレーション・トレーディングの個別リスクの額は、次の各号に掲げる額のうちいずれか大きい額とする。

一　第二百八十二条又は第二百八十三条に定める要領に基づき相殺した後のロング・ポジションについて、第三節から前節までの規定により算出した個別リスクの額の合計額

二　第二百八十二条又は第二百八十三条に定める要領に基づき相殺した後のショート・ポジションについて、第三節から前節までの規定により算出した個別リスクの額の合計額

（内部モデル方式の承認）

第三百二条の十　信用金庫連合会は、金融庁長官の承認を受けた場合には、前条の規定に基づいて算出されるコリレーション・トレーディングの個別リスクの額に代えて、内部モデル方式によって算出されるコリレーション・トレーディングの包括的リスクの額を用いることができる。

2　前項の承認を受けようとする信用金庫連合会は、次に掲げる事項を記載した承認申請書を金融庁長官に提出しなければならない。

一　商号

二　自己資本比率を把握し管理する責任者の氏名及び役職名

3　前項の承認申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一　理由書

二　前項第二号に規定する責任者の履歴書

三　包括的リスクに係るリスク計測モデル（次項において「包括的リスク計測モデル」という。）の構築及び利用その他の内部モデル方式の運用が承認の基準に適合していることを示す書類

四　その他参考となるべき事項を記載した書類

4　金融庁長官は、第一項の承認をしようとするときは、次に掲げる基準に適合するかどうかを審査しなければならない。

一　包括的リスク計測モデルが少なくとも次に掲げるものを含むリスクを計測するものであること。

イ　デフォルト・リスク

ロ　格付遷移リスク

ハ　複合的なデフォルトに係るリスク

ニ　クレジット・スプレッドに係るリスク

ホ　インプライド・コリレーションのボラティリティに係るリスク

ヘ　ベーシス・リスク

ト　回収率の変動に係るリスク

チ　ヘッジのリバランスに係るリスク

二　主要なリスクを把握するための十分な市場に関する情報を保有していること。

三　包括的リスク計測モデルがコリレーション・トレーディングのポートフォリオに関する過去の価格変動を説明できること。

四　内部モデル方式を用いているポジションと用いていないポジションが明確に区別されていること。

五　包括的リスク計測モデルに対し少なくとも毎週ストレス・テストを実施していること。

六　前号に規定するストレス・テストの結果の概要を四半期ごとに（当該ストレス・テストの結果が包括的リスクに係る所要自己資本の不足を示している場合には、速やかに）金融庁長官へ報告するために必要な体制が整備されていること。

（内部モデル方式による包括的リスクの額）

第三百二条の十一　内部モデル方式を用いて算出するコリレーション・トレーディングの包括的リスクの額は、次の各号に掲げる額のうち最も大きい額とする。ただし、包括的リスクの額は一週間に一回以上の頻度で計測するものとする。

一　算出基準日の包括的リスクの額

二　算出基準日を含む直近十二週間の包括的リスクの額の平均値

三　第三百二条の九の規定により算出された個別リスクの額に八パーセントを乗じて得た額

（変更に係る届出）

第三百二条の十二　内部モデル方式の使用について承認を受けた信用金庫連合会は、次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、その旨及びその内容を金融庁長官に届け出なければならない。

一　承認申請書の記載事項に変更がある場合

二　承認申請書の添付書類の記載事項に重要な変更がある場合

三　第三百二条の十第四項に規定する承認の基準を満たさない事由が生じた場合

2　前項第三号に基づく届出を行う場合には、信用金庫連合会が承認の基準を満たさない事項に関する改善計画を当該届出とあわせて、又はその後速やかに提出しなければならない。

（承認の取消し）

第三百二条の十三　金融庁長官は、信用金庫連合会が前条第一項第二号の届出を怠った場合又は同項第三号に該当する場合において、内部モデル方式を継続して用いさせることが不適当と判断したときは、第三百二条の十第一項の承認を取り消すことができる。

（協同組合による金融事業に関する法律第六条第一項において準用する銀行法第十四条の二の規定に基づき、信用協同組合及び信用協同組合連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準の一部改正）

第四条　協同組合による金融事業に関する法律第六条第一項において準用する銀行法第十四条の二の規定に基づき、信用協同組合及び信用協同組合連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成十八年三月金融庁告示第二十二号）の一部を次のように改正する。

第一条第一号の次に次の一号を加える。

一の二　再証券化取引　証券化取引のうち、原資産の一部又は全部が証券化エクスポージャーである取引をいう。ただし、次のイ又はロのいずれかに該当するものを除く。

イ　原資産の全部が単一の証券化取引に係るエクスポージャー（再証券化エクスポージャーを除く。）である証券化取引であって、当該証券化取引の前後で証券化取引に係るリスク特性が実質的に変更されていないもの

ロ　日本国政府、我が国の地方公共団体又は第三十二条第一項に規定する我が国の政府関係機関(1)から(3)までにおいて「国等」という。）により、中小企業に対する金融の円滑化を主たる目的として行われる証券化取引であって、次に掲げる要件の全てに該当するもの

(1)　国等がオリジネーターとして当該証券化取引に係る最劣後部分を保有するものであること。

(2)　国等が法令に基づいて当該証券化取引の勘定を区分して経理することとされていること。

(3)　国等が当該証券化取引の原資産に係るデフォルト情報を定期的に公表していること。